

6 月 1 4 日 (木)

(第 3 日 目)



## 平成30年第3回南関町議会定例会（第3号）

平成30年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について  
(平成29年度南関町一般会計予算)
- 日程第2 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について  
(平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算)
- 日程第3 報告第3号 事故繰越しの繰越報告について  
(平成29年度南関町一般会計予算)
- 日程第4 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成29年度南関町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第7 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第8 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第9 議案第36号 南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第37号 平成30年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第38号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第39号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第40号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第14 議案第41号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算  
(第1号) について
- 日程第15 議案第42号 町道の路線認定について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情
- 日程第18 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 議案第43号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について  
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について  
「広報常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君  |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君  |

9番 鶴地 仁 君

10番 橋 永 芳 政 君

11番 境 田 敏 高 君

12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長	佐藤 安彦 君	税務住民課長	古澤 平 君
副町長	雪野 栄二 君	福祉課長	島崎 演 君
教育長	谷口 慶志郎 君	経済課長	東田 彰夫 君
総務課長	北原 宏春 君	建設課長	大木 義隆 君
会計管理者	寺本 一誠 君	教育課長	赤木 二三也 君
まちづくり課長	坂田 浩之 君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 深浦 正勝 君 書 記 福山 尚樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

（平成29年度南関町一般会計予算）

○議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について

（平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算）

○議長（酒見 喬君） 日程第2、報告第2号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第3号 事故繰越しの繰越報告について

（平成29年度南関町一般会計予算）

○議長（酒見 喬君） 日程第3、報告第3号、事故繰越しの繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町税条例等の一部を改正する条例)

○議長(酒見 喬君) 日程第4、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(酒見 喬君) 日程第5、議案第32号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成29年度南関町一般会計補正予算（第7号））

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第33号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算

（第5号））

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第34号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。



ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第35号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第36号 南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第36号、南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、南関町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第37号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第37号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 1、議案第 3 8 号 平成 3 0 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号 平成 3 0 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 2、議案第 3 9 号、平成 3 0 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第40号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第40号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第41号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第41号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第42号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第42号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 1 号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第 17、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました陳情第 1 号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員長（橋永芳政君） ただいまの陳情審査報告書の報告をいたします。

南関町議会議長、酒見喬様。

南関町総務産業常任委員会委員長、橋永芳政。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告いたします。

受付番号、陳情第 1 号。

付託年月日、平成 30 年 6 月 12 日。

件名、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情。

審査の結果、継続とする。

委員会の意見として、陳情書の内容を十分審査する必要があるから。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 1 号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第18 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第18、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました陳情第2号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員長（橋永芳政君） 南関町議会議長、酒見喬様。

南関町総務産業常任委員会委員長、橋永芳政。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受付番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続とする。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り、早期に工事完了を進めるため。

以上。

○議長（酒見 喬君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第2号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。ただいま町長ほかから、議案第43号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど、7件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。  
事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） 議案名を読み上げます。

（議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

#### 追加日程第1 議案第43号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めること について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議案第43号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めまして、おはようございます。定例会3日目にあたりまして、追加議案として南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを説明申し上げます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字下坂下3340番地1。

氏名、大法真奈美。



生年月日、昭和41年7月28日生まれ、51歳でございます。

この度、現教育委員会委員の大法真奈美氏の任期が平成30年6月30日までとなっておりますので、再度、南関町教育委員会委員に任命したいので、提案するものであります。

大法氏は、平成元年3月に山梨県の都留文科大学文学部を卒業され、岡山県に帰郷後、平成元年4月から平成3年4月まで岡山県内の小中学校の臨時講師として勤務されております。その後、平成3年5月、婚姻により南関町に転入され、平成15年からは南関第四小学校、南関中学校のPTAの役員を歴任され、小学校ではボランティアの読み聞かせの会であるクローバーとしての活動、また中学校では学力向上を目指すボランティアによる寺子屋学習教室の指導者として活躍されるなど、児童生徒の教育に熱心に取り組んでおられます。さらに、福祉課の南関町子ども子育て審議会委員も務められ、子育てに関係しても活躍されている四男一女の母親でもあります。平成20年7月から南関町教育委員会委員に就任され、現在は3期目でございます。

経歴のとおり、その人柄は温厚誠実、人格が高潔で、教育に関する識見を備えられた優れた方であり、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとの規定があり、現に子育て中の方であることも当町教育委員会委員として適任であると思われるので御提案申し上げるものでございます。

何卒、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 教育委員会の中には、先ほど町長言われましたけれども、保護者である者が含まれなければならないみたいな規約ですかね、規則が確か平成20年ぐらいに義務化されたと思いますけれども、今ちょっとお聞きしたら、この方は保護者代表のほうで選任されているんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 保護者会代表ということではございません。今申し上げましたとおり、これまでの活動とか、教育に携わるこれまでの経験、そういったものを含めたところで提案しているところでございます、それに加え保護者でもあるということでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） もし保護者のほうでも兼ねるのであれば、以前私は教育委員会にもちょっとお尋ねしたんですけれども、保護者のほうから出るなら、やっ

ぱり町全体を考えんといかんけんですね。例えば、ある校区だけしか出てなかつたたいね。例えば四校区出たら一校区、二校区とか、そういう保護者会の重みがあるなら、バランス的に出したらどうですかと言ったら、そういうのは考えとらんと言われたんですよ、前の教育委員長はですね。町長はどう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町全体の調整をしていくためには、今、議員から御指摘あったことは必要であると思っております。今後、そういった委員の選定につきましては、そういったことも含めながら検討していきたいというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） わかりました。もしよろしければ、一校区だけじゃなくて、例えば卒業式とかある場合、小学校ですね。全部回るような、全般的に目を届かせ、意見を聞けるような体制を取ってください。それだけです。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これも質問なんですけれども、もう3期今終了されているということなんですけれども、3期された中で、今後4期目にあたって、誰かほかに、今、町長が言われたような人材の中で、ほかにそういった人材を、こういった委員を引き受けることができ得る人たちの名前は、一切上がらないのでしょうか。もうこの人ありきで進んだのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。いろんな人材が南関町にはおられると思うんですけれども、そういった人たちもできるだけいろんな角度から配慮してほしいなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） この候補者のほかにそういった候補者がいなかったのかということでもありますけれども、第四校区といいますか、そういった中にもいろんな経験をお持ちの方が実際おられるということで検討したことはあります。そういった中で、どうしてこの大法さんをまた継続して提案したかと申し上げますと、やはりこれまでの経験、そして現在、特に中学校あたりのいろんな子育て、そして寺子屋学習塾等を現在の大きな問題にも携わっておられて、やはりそういった教育環境において必要な委員さんだと判断したために、今回も継続して提案することにいたしました。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） ほかになしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） せっかく町長がこの人事案件でお名前を上げられていますけれども、まず自分は反対の立場として意見を述べさせていただきます。大事な人事案件ですので、ちょっと語弊があったりしたら大変失礼になりますので、あらかじめ文章を作っておりますので、それを読ませていただきます。

私が16期、前期の議員のとき、議員枠で子ども子育て審議会のメンバーになっておりました。その委員会の中で、保育士の不足という話が出てきて、そういう案件で議員としての私にどういうふうな状況が議会として進んでいるかというのを委員長のほうから尋ねられましたときに、いろんな奨学金制度とか、そういうのを検討するような話も出ているという旨を話しました。その点で、そしたら挙手をされるわけでもなく、横からいつそのこと保育士さんに補助金を直接出したらどうかというようなことを本人が述べられました。ああそうですかと、それも検討の一つでしょうねということを行いましたけれども、自分は議員の立場として、同じ福祉の観点で言えば、高齢者の福祉もあり、介護士も不足しております。だから、今度は介護士の福祉の委員会に行った場合、またそれを言われたら、はい、いいですよ、いいですよと、そういった軽率な返事はできませんので、この場でいっそ返事はできません、また検討させてくださいということを申し上げましたところ、またその横から、教育委員会の委員であるその方から、議員の人たちは高齢者の方には選挙権があるから一生懸命されるけど、子どもには選挙権がないから一生懸命されないと、そういう旨の、これはちゃんと議事録、録音取っておりますから聞かれても構わないと思いますけれども、そういう発言がありました。ただ、雑談の場でもなく、きちんとした審議会のその会議の場で、そういうふうな発言をされたこと自体が非常に自分としては残念でありましたし、あえてここで町長がこの方、本人を否定するわけではありません。ただそういう考えを持っておられる方がそういう場に出てこられても、議員としては何の発言もできなくなります。そういった意味で、今後のことを考えて、私は反対の立場を述べさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 原案に対する反対の討論でした。

次に、賛成の討論はございませんか。4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 6番議員の反対意見が出ましたけれども、賛成意見を述べたいと思います。

確かにその場でそういうことがあったかもしれませんが、彼女は、先ほど町長からも言われたとおり、一番長男が双子で、あと男、女、男かな、今、中学校3年生が一番下と思います。5人の子どもさんをもうけて、立派に育てて、いろいろ先ほど町長が言われましたように、第四小学校で読み聞かせの会を立ち上げたり、寺子屋などを進んでされております。人柄もよく、委員には適任だと思います。た

またま6番議員とそういうことがあったかもしれませんが、適任だと思いますので、賛成意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第43号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第1号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、

閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 閉会中の継続調査について

##### 「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第5 閉会中の継続調査について

##### 「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等、字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することといたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成30年第3回南関町議会定例会を閉会します。  
起立。礼。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員



南 関 町 議 会 会 議 録  
平 成 30 年 第 3 回 定 例 会

平成 30 年 6 月 発 行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬  
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

